

天草流人帖

二条吉五郎

天草市有明町楠甫に、一基の流人墓がある。
墓の主は、本名倉若吉五郎、通称二条吉又は二条吉五郎
と呼ばれている。

この二条吉とはいかなる人物か。流人は当時の法により
犯罪者であり、その犯罪者である流人を受け入れる村にとつ
ては、大変迷惑なことであった。

その迷惑な人物の墓を造るという事は、何か村にとって
有益な人であったと考えられる。

では、二条吉は、どういう人物で、村にとっていかなる
益をもたらしたのだろうか。

だが、時は幕末のことではあるが、きちんとした記録は
残されていないようだ。ただ、断片的には残されているよ
うである。

吉五郎は、文政十一年（1828）に、天草に流され、
楠甫村の預かりとなった。墓碑によると、生まれは関東の
武蔵国の生まれである。十九歳の時、華洛つまり今日の皇
族に仕えていた。その皇族が二條家であったことから、二
条吉と呼ばれるようになった様だ。

だが、どんな犯罪を犯して、流罪になったかは分からな
い。流罪になったのは、41歳の時であったという。

碑銘は一般的にやや大仰に書かれているのが普通だから、
それをそのまま信じることはできないと思うが。その碑文
には、「その性、勇を好み、かつ義を重んじ、善く人と交
わる。また智略また抜群で、遊侠の諸士と交わる。子分と

称するもの千余人。」とある。つまりいっばしのやくざの
親分気取りであった様だ。したがって、皇族としては、風
義を乱す好ましくない者であった。したがって、特に犯
罪という犯罪を犯していなかったが、幕府の力を借りて、



二条吉五郎こと倉若吉五郎の墓
戒名 「圓翁明樂居士」
天草市有明町楠甫

流罪に処されたのかもしれない。

それは、流罪では本来許されない、妻を流罪地即ち天草に連れてきた。その妻の名は龍。この龍さん、親分吉五郎を尻に敷くかかあでんかであったというから面白い。彼女は、もともと島原（京の）の遊女であった様で、その特技の三味線を、天草の女たちに教えていたともいう。

吉五郎の墓碑銘を書いている定舜上人も、流人に許されない旅をしているが、吉五郎も妻を同道しての島送り。そのことから、流す方もなにか引け目があったのかもしれない。

では、天草での吉五郎は、どんな暮らしやどのような村人と接していたのだろうか。また、村人は、吉五郎をどのように扱っていたのだろうか。

墓を建てたのは誰か。吉五郎とどんな関係がある者か。

墓の碑文を書いた定舜上人と、どういう関係だったのだろうか。京で知り合いだったのか、天草に来てから知り合いになったのか。

ちなみに定舜上人が流されて来たのは、天保三年（1832）であり、吉五郎が流されてから5年後のことである。上人は天草流罪時34歳。つまり、吉五郎と上人の差は13歳。

ひよつとしたら、吉五郎と上人は面識がなく、墓を建てた人が、高名な上人に碑銘を頼んだのかもしれない。ただ腑に落ちないことがある。それは、故鶴田文史氏の

調査によると、吉五郎は、慶応元年（1865）に死去していることになっている。（『西海義民流人衆』 出版九品寺供養帳）

しかし、墓碑によると、「甲寅冬誌之」となっており、甲寅とは安政元年（1854）である。生前に墓碑を書くこともないではないだろうが、文から見ても、生前の碑銘とは思えない。

いろいろ疑問が浮かぶが、そこは定かでないので、想像する他はない。

ここは、ちよこつと、碑文を元に、想像をめぐらしてみよう。

二條吉五郎 墓碑

円翁明樂居士

居士円樂者東武之産也

姓者倉若氏俗名号吉五郎

曾十九歳而来子華洛奉事 撰録二條殿下数年也

其性好勇且先義而善與人交焉

智略亦拔群也於是遊俠之諸子愛其

正質構義而為兄弟之約或称義児者殆将千餘人也

當時字而呼二条吉其名轟於西東実可謂希世之英雄者乎矣

文政戊子年依巖譴而謫于荅州矣則有其辞世之吟曰

独出関東廿四載 身為俠客心如海

一朝驕勇謫遷刑 誰恨何愁自作皇

ゆめ見ずばさめざらましをなま中に
夢に夢みき夢のさめしを

甲寅冬誌之以応義児某徴

故華頂之禪閣前大僧都定舜

(筆者 現地調査 旧字は新字に改めた)

《墓碑の解説文と大胆な推察》

居士円樂は、東武の産なり。姓は倉若氏、俗名は吉五郎と号する。

東武とは武蔵の国。現在の東京、埼玉、神奈川県東部。

かつて十九歳にして華洛に來り。撰録二條殿下に奉事すること数年なり。

華洛とは京都の事。花の都という意味である。その京に如何なる事由で青年吉五郎が、關東から京都に出てきたの

だろうか。それも公家に仕えることとして。一口に武蔵国といつてもかなり広い。江戸時代は、幕府領、旗本領、私藩領とたくさん支配地があった。そのうちの一つ、つまり吉五郎が住む地の支配者が、二条家と関りがあり、青年吉五郎に、出仕を斡旋したのだろうか。

撰録とは、天皇に代わって政治を統括するという意で、摂政・関白の別称である。尤も、当時は天皇は政事的には名ばかりの存在であり、政治には参与できなかったが、それでも、摂政・関白制は残っていたようである。

二条家は、五撰家（近衛家・九条家・二條家・一条家・鷹司家の）の一である。

したがって、撰録というからには、二条氏は、摂政か関白であったことになるが、当時天皇は、光格天皇で、摂政はなく、関白は鷹司氏であった。

二条家は、以前かなりの頻度で、摂政・関白を勤めた家という事で、俗称的に撰録と呼ばれていたのかもしれない。ちなみに、二条家の当主は、吉五郎が出仕した当時は18歳位であった様だ。つまり年齢的には、吉五郎とほぼ同じという事になる。

また、吉五郎は倉若という姓を名乗っていることからして、さらに公家に仕えることからして、武家の出であったのだろうか。

「有明町史」には、奉事を中間部屋頭としているが、それは長じてのことであり、出仕時は頭ではなかったと思われる。但し、当時は身分がものをいう時代。吉五郎が武家

でそれ相当の身分の家の子であったなら、いきなり頭になってもおかしくはない。

その性、勇を好みかつ義を重んじ、善人と交わる。智略また拔群なり。

是に於いて、遊侠の諸氏、その正質、義を構えるを愛し、兄弟の約をなす。

或いは、義児（子分）と称する者約千人なり。

当時字して二条吉と呼び、その名西東に轟きし、実に稀世の英雄といふべき者か。

ここに吉五郎流罪のヒントがあるようだ。

吉五郎、出仕当初はおとなしく仕事に励んでいたが、生まれ持った性質と、育った環境から、徐々に京の公家文化に反骨心が芽生え、徐々に拡大していった野ではなからうか。関東の気風と京の気風は全く異にする。関東からすると、なよなよした京の気風は、吉五郎に我慢がならなかったと思われる。したがって、京にあるまじき振舞いが、それに共感する人々が増え、誇張としても、兄弟分や子分が千余人も集まり、一大勢力を持った。

勿論、これらの勢力は、二條家は勿論、公家衆の間でも、風儀を乱す勢力で、当然幕府の取締の対象となった。

関東といえば、御存じ侠客の地。数多くのやくざの親分を生んでいる。もつとも、吉五郎と若干時代は下るが、侠客を生む風土があった様だ。勘ぐりすぎかも。

文政十一年、厳鎚（厳罰）によつて荅州（天草）に謫す。

そのため、特に罪を犯したわけではないが、このまま吉五郎、及びその勢力を放っておくわけにいかず、司直の手が入った。

京には京都の行政・裁判の他、周辺4ヶ国の裁判・天領の行政及び寺社領の支配のため、東西の町奉行が置かれていた。ちなみに、吉五郎配流時の奉行は、東が神尾元孝、西が松平定朝であった。

即ち辞世あり。吟じて曰く。

独り、関東を出ずること廿四載。

身は侠客となり、心は海の如し。

一朝、驕雄あつて謫遷の刑。

誰をか恨みを何をか愁う。自ら罪を作りしを。

ゆめ見ずばさめざらましをなま中に

夢に夢みき夢のさめしを

この歌は、吉五郎の辞世の句となつていているが、筆者は定舜上人の句と考える。というのは、定舜上人の詩に、よく「夢」が詠まれているからである。

廿四載とは、関東を出たのが24歳の時という解釈だが、24年間と考える。19歳で出仕して、24年間務めたという事

は、天草配流時は43歳という事になる。

驕雄（おごって）あつて謫遷（流刑）の刑、とあるように、己自身もちよつとやりすぎたかなと反省もしている。

是からして、吉五郎単なる暴れ者でなく、礼儀をわきまえた、ある意味紳士であつたようだ。

そのため、天草での暮らしも、村民と折り合いよく暮らしていたことが想像できる。京にはかつての兄弟分や子分が、吉五郎流刑後も多く残っていたと思われる。彼らから天草での暮らしに困らないだけの仕送りがあつたと思われ

る。また、子供たちに、読み書き算盤を教えたり、村の村政にも学をもつて協力していたかもしれない。村にとって、重宝な存在であつたと信じたい。

甲寅の冬これを誌し、以つて義児某の徴に應じる。

甲寅の年は安政元年（1854）。以下の文がよく分からない。義児某とは誰か。あえて大胆に推察すると、將軍徳川家斉ではないだろうか。家斉は、第十一代將軍で、吉五郎配流時の將軍であつた。前將軍家治に嗣子がいなかった（一子が死去し）ため、一橋家から家治の義児（養子）となり、將軍職を継いだ。

徴とは、権力者が人を召し出すという意味があるようで、これを徴に應じるといふ。

勿論家斉が、吉五郎の流刑に直接関わつたわけではないが、微罪にも係わらず、権力者の権力の乱用によつて配流

となつた。大いに不満があつたが、権力には逆らえず、逆に堂々と応じてやつた、という皮肉が込められているように思える。勿論、これを記した定舜上人も同じような立場であり、自らの身を吉五郎に置き換えて、書いたようにも思える。

邪知すぎるであろうか。

故華頂の禪閣前大僧都定舜

禪閣というのは、太閤の身分で仏門に入った人の称である。華頂山知恩院は、浄土宗開祖の法然が開基した寺であるが、江戸時代は徳川家の庇護を受け門主は代々皇族が勤めてきた。有明町史には、「華頂山知恩院は浄土宗であるから、この場合の「禪閣」は禪寺を意味せず、仏法修業の殿堂と解釈すべきであろう。」と記されている。

最後に、上中万五郎どんの独特の漢詩読解でべよう。

独出閑東廿四載 二十四の時閑東を出ましたい

身為俠客心如海 俠客を気取つとるが心は海のごて広か

つもり

一朝驕勇謫遷刑 ある時ちよいと勇み肌で島流しちゆう

訳よ

誰恨何愁自作皇 誰ば恨み何ば悲しみも、我がしでかし

た事じやもね